

海老名市乳幼児等予防接種助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市（以下「市」という。）で実施している予防接種の対象者（以下「接種対象者」という。）が、市の委託医療機関以外の医療機関（以下「委託外医療機関」という。）で予防接種を受けたときに、予算の範囲内でその費用の一部を助成することに関し、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 予防接種 予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施する定期の予防接種、同法第6条第1項の規定に基づき実施する臨時の予防接種、市が行政措置として実施する予防接種をいう。
- (2) 委託医療機関 市長の要請に応じて予防接種業務に協力することを承諾し、市が予防接種事業を委託した医療機関をいう。
- (3) 保護者等 親権を行う者、成年後見人その他の現に接種対象者を養育している者又は生計を一にしている家族で予防接種実施の際に同意できるものをいう。

(予防接種の種類)

第3条 助成金の交付の対象となる予防接種の種類は、5種混合、3種混合、2種混合、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん・風しん（MR）混合、麻しん、風しん、水痘（水ぼうそう）、日本脳炎、BCG、子宮頸がん予防（HPV）ワクチン、ヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、B型肝炎ワクチン、ロタワクチン及びRSウイルスワクチンとする。

(予防接種の対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる接種対象者は、予防接種を受ける当日に別表に掲げる対象年齢等に該当する者であり、現に市内に居住し、市の住民基本台帳に記録されているもの、又は現に居住が確認できるものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）に規定する接種回数を超えないものに限る。

(1) 予防接種ガイドライン（予防接種ガイドライン等検討委員会（財団法人予防接種リサーチセンター）作成のもの）による予防接種の判断を行うに際し注意を要する者で、委託外医療機関で予防接種を受けるもの

(2) かかりつけの医療機関で、予防接種を受ける者

(3) その他市長が特に必要があると認める者

（助成金の交付対象者）

第5条 助成金の交付を受けることができる者は、前条に該当する被接種者の本人又は保護者等とする。

（助成金の額）

第6条 助成額は、予防接種に掛かった費用の額とし、別表に掲げる対象年齢等の区分に応じ、それぞれ同表に定める額を限度とする。

（予防接種の申請）

第7条 委託外医療機関で予防接種を受けることを希望する接種対象者の本人又は保護者等は、海老名市予防接種依頼申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、第4条第1号に該当する者にあつては、予防接種の実施について主治医の意見書又は連絡票を添えるものとする。

（依頼書等の交付）

第8条 市長は、第7条の申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、委託外医療機関で予防接種を受けるための予防接種依頼書（第2号様式）及び別に定める予防接種予診票（助成対象者用。以下「予診票」という。）を本人又は保護者等に交付するものとする。

（予防接種等）

第9条 被接種者本人又は保護者等は、前条の予防接種依頼書に記載された期限までに、委託外医療機関に予防接種依頼書及び予診票を提出し、予防接種を行わなければならない。この場合において、当該予防接種に係る料金は本人又は保護者等が支払うものとする。

（助成金の交付申請）

第10条 助成金の交付申請をする被接種者本人又は保護者等（以下「申請者」という。）は、予防接種を受けた日から起算して120日以内に、海老名市乳幼児等予防接

種助成金交付申請書（第３号様式）（以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

（１） 予防接種料金を支払ったことを証する書類

（２） 予防接種予診票（市提出用）

（助成金の交付決定等）

第１１条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定し、海老名市乳幼児等予防接種助成金交付決定通知書（第４号様式）又は海老名市乳幼児等予防接種助成金不交付決定通知書（第５号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第１２条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、海老名市乳幼児等予防接種助成金交付請求書（第６号様式）を市長に提出するものとする。

２ 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第１３条 市長は、偽りその他の不正な手段により、助成金の交付を受けた者がいるときは、その者に対し、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第１４条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、令和８年６月１日から施行する。

（経過措置）

２ この要綱の施行の際、旧要綱に定める様式に基づいて作成した様式は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

《平成30年４月１日制定》

《令和元年10月１日一部改正》

《令和 2 年 4 月 1 日一部改正》
《令和 2 年10月 1 日一部改正》
《令和 3 年 4 月 1 日一部改正》
《令和 3 年 7 月 1 日一部改正》
《令和 3 年 10 月 1 日一部改正》
《令和 4 年 4 月 1 日一部改正》
《令和 5 年 4 月 1 日一部改正》
《令和 5 年 10 月 1 日一部改正》
《令和 6 年 4 月 1 日一部改正》
《令和 6 年 6 月 1 日一部改正》
《令和 8 年 4 月 1 日一部改正》

予防接種等一覧表

予防接種の種類	対 象 年 齢	助成限度額
5 種混合	2 か月以上 3 歳未満	2 3, 6 6 0 円
	3 歳以上 6 歳未満	2 2, 2 3 0 円
	6 歳以上 7 歳 6 か月未満	2 1, 4 0 0 円
3 種混合 (2 種混合:沈降ジフテ リア破傷風混合トキソ イドは生後 3 か月以上)	2 か月以上 3 歳未満	1 1, 7 8 0 円
	3 歳以上 6 歳未満	1 0, 3 5 0 円
	6 歳以上 7 歳 6 か月未満	9, 5 2 0 円
2 種混合 (2 期)	1 1 歳以上 1 3 歳未満	6, 6 2 0 円
不活化ポリオ	2 か月以上 3 歳未満	1 2, 5 0 0 円
	3 歳以上 6 歳未満	1 1, 0 7 0 円
	6 歳以上 7 歳 6 か月未満	1 0, 2 5 0 円
麻しん風しん (MR) 混合	1 期(1 歳～2 歳未満)	1 4, 7 0 0 円
	2 期(小学校就学前の 1 年間にある者)	1 2, 9 3 0 円
麻しん風疹 (MR) 混合【措置対象】	1 歳以上 3 歳未満	1 4, 7 0 0 円
	3 歳以上 6 歳未満	1 2, 9 3 0 円
	6 歳以上	1 1, 9 1 0 円
麻しん	1 期(1 歳～2 歳未満)	1 0, 7 4 0 円
	2 期(小学校就学前の 1 年間にある者)	8, 9 7 0 円
風しん	1 期(1 歳～2 歳未満)	9, 3 3 0 円
	2 期(小学校就学前の 1 年間にある者)	7, 9 0 0 円
水痘(水ぼうそう)	1 歳以上 3 歳未満	1 1, 3 6 0 円
日本脳炎	6 か月以上 3 歳未満	9, 8 4 0 円
	3 歳以上 6 歳未満	8, 4 1 0 円
	6 歳以上 7 歳 6 か月未満	7, 5 9 0 円
B C G	1 歳未満	1 3, 7 8 0 円
ヒトパピローマウイ ルス感染症 (HPV)	小学校 6 年生～高校 1 年生相当の女子	3 0, 0 4 0 円
ヒブ感染症	2 か月以上 3 歳未満	1 1, 8 9 0 円
	3 歳以上 5 歳未満	1 0, 4 6 0 円
小児の肺炎球菌感染症	2 か月以上 3 歳未満	1 4, 6 3 0 円
	3 歳以上 5 歳未満	1 3, 2 0 0 円
B 型肝炎	1 歳未満	8, 5 9 0 円
ロタウイルス感染症 (1 価)	6 週 0 日後～24 週 0 日後	1 7, 6 5 0 円
ロタウイルス感染症 (5 価)	6 週 0 日後～32 週 0 日後	1 2, 1 2 0 円
R S ウイルス感染症	妊娠 28 週～37 週未満 (28 週 0 日～36 週 6 日)	3 2, 5 8 0 円

予防接種等一覧表（長期療養者（※１）用）

予防接種の種類	対 象 年 齢	助成限度額
５種混合	７歳６か月以上１５歳未満	２１，４００円
３種混合（２種混合）	７歳６か月以上	９，５２０円
２種混合（２期）	１３歳以上	６，６２０円
不活化ポリオ	７歳６か月以上	１０，２５０円
麻しん風しん （MR）混合	２歳以上３歳未満	１４，７００円
	３歳以上６歳未満	１２，９３０円
	６歳以上	１１，９１０円
麻しん	２歳以上３歳未満	１０，７５０円
	３歳以上６歳未満	８，９８０円
	６歳以上	７，９５０円
風しん	２歳以上３歳未満	９，３３０円
	３歳以上６歳未満	７，９００円
	６歳以上	７，０８０円
水痘（水ぼうそう）	３歳以上６歳未満	９，９３０円
	６歳以上	９，１００円
日本脳炎	７歳６か月以上	７，５９０円
ＢＣＧ	１歳以上３歳未満	１３，７８０円
	３歳以上４歳未満	１２，３５０円
子宮頸がん予防ワクチン	高校２年生相当の年齢以上（女子）	３０，０４０円
ヒブワクチン	５歳以上６歳未満	１０，４６０円
	６歳以上１０歳未満 （５種混合ワクチンを使用する場合は１５歳未満）	９，６３０円
小児用肺炎球菌ワクチン	５歳以上６歳未満	１３，２００円
Ｂ型肝炎ワクチン （ただし、平成２８年４ 月以降に生まれた者）	１歳以上３歳未満	８，５９０円
	３歳以上６歳未満	７，１６０円
	６歳以上１０歳未満	６，３３０円
	１０歳以上	６，６３０円

※１ 長期療養を必要とする重篤な疾患（厚生労働省で定める特別な疾患）にかかったことにより、やむを得ず定期予防接種を受けることが出来なかった方